

(1) 当座勘定規定（一般当座用）（当座勘定規定（専用約束手形口用）、当座勘定規定（ちゅうぎんパーソナルチェック用）についても同様の改定を行います。）

改定後	改定前
<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>① 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</p> <p><u>② 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。</u></p> <p>③ 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>	<p>第7条（手形、小切手の支払）</p> <p>① （同左）</p> <p>（新設）</p> <p>② （同左）</p>
<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>①～③ （略）</p> <p><u>④ 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行あてに連絡してください。</u></p> <p>⑤ 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p><u>⑥ 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとしします。</u></p> <p><u>⑦ 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p>	<p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>①～③ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>④ （同左）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>
<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影（<u>電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます</u>）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>② 手形、小切手として使用された用紙（<u>電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます</u>）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害</p>	<p>第16条（印鑑照合等）</p> <p>① 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>② 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</p>

<p>については、前項と同様とします。</p> <p>③ この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>	<p>③ この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。</p>
---	---

<p><u>(削除)</u></p>	<p>第26条（個人信用情報機関への登録等）</p> <p>① 個人取引の場合において、下記の個人情報（その履歴を含む。）を銀行が加盟する個人信用情報機関に登録し、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、「銀行法施行規則等」により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。）のために利用できるものとします。</p> <table border="1" data-bbox="839 736 1501 2132"> <thead> <tr> <th data-bbox="839 736 1203 786">登録情報</th> <th data-bbox="1203 736 1501 786">登録期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="839 786 1203 981">氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報</td> <td data-bbox="1203 786 1501 981">下記の情報のいずれかが登録されている期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="839 981 1203 1267">借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）</td> <td data-bbox="1203 981 1501 1267">本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="839 1267 1203 1462">銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等</td> <td data-bbox="1203 1267 1501 1462">当該利用日から1年を超えない期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="839 1462 1203 1749">不渡情報</td> <td data-bbox="1203 1462 1501 1749">第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="839 1749 1203 1897">官報情報</td> <td data-bbox="1203 1749 1501 1897">破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="839 1897 1203 1995">登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨</td> <td data-bbox="1203 1897 1501 1995">当該調査中の期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="839 1995 1203 2132">本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報</td> <td data-bbox="1203 1995 1501 2132">本人から申告のあった日から5年を超えない期間</td> </tr> </tbody> </table>	登録情報	登録期間	氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間	借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間	不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間	官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間
登録情報	登録期間																
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む。）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間																
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間																
銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等	当該利用日から1年を超えない期間																
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間																
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間																
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間																
本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間																

	<p>② 前項の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用できるものとします。</p> <p>③ 前記①、②に規定する個人信用情報機関は次のとおりです。</p> <p>各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（銀行ではできません）。</p> <p>(1) 銀行が加盟する個人信用情報機関 全国銀行個人信用情報センター （主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関） 〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1 TEL 03-3214-5020 ホームページアドレス https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html</p> <p>(2) 銀行が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関 株式会社日本信用情報機構 （主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関） 〒101-0046 東京都千代田区神田多町 2-1 TEL 0120-441-481（最寄りの全情連加盟個人信用情報機関につながります。） ホームページアドレス https://www.jicc.co.jp</p> <p>(3) 株式会社シー・アイ・シー （主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関） 〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階 TEL 0120-810-414 ホームページアドレス https://www.cic.co.jp</p>
<p>第 26 条（成年後見人等の届出） （略）</p>	<p>第 27 条（成年後見人等の届出） （略）</p>
<p>第 27 条（規定の変更等） （略）</p>	<p>第 28 条（規定の変更等） （略）</p>

※上記は改定部分のみを記載しています。

(2) 小切手用法

改定後	改定前
<p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3...）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「☆」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字</u>してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p>(4) <u>金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p><u>※（文字一覧については後記をご参照ください）</u></p>	<p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3...）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、☆などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壺、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p>(新設)</p>
<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい小切手用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p>

※上記は改定部分のみを記載しています。

(3) 約束手形用法

改定後	改定前
<p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3...）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「☆」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字</u>してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字</u></p>	<p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3...）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、☆などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壺、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p>

<p><u>は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第 2 項または第 3 項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p><u>※ (文字一覧については後記をご参照ください)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p>

※上記は改定部分のみを記載しています。

(4) 為替手形用法

改定後	改定前
<p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字 (算用数字、1、2、3...) で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには「※」、「☆」などの終止符号を印字するほか、<u>3桁ごとに「,」を印字</u>してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、<u>下表の文字一覧のとおり</u>改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。<u>また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。</u></p> <p><u>(4) 金額欄には、第 2 項または第 3 項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。</u></p> <p><u>※ (文字一覧については後記をご参照ください)</u></p>	<p>4. (1) 金額は所定の金額欄に記入してください。</p> <p>(2) 金額をアラビア数字 (算用数字、1、2、3...) で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終りには※、☆などの終止符号を印字してください。なお、文字による複記はしないでください。</p> <p>(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、壹、弍、参、拾など改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終りには「円」を記入してください。</p> <p>(新設)</p>
<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。<u>ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、銀行名に重なることがないようにしてください。</u></p>	<p>5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正個所にお届け印をなつ印してください。</p>

※上記は改定部分のみを記載しています。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2				3		4			5		6	
漢数字	壹	弍	弓	弑	弒	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸

	7			8		9		10		100			1,000		10,000		
漢数字	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	仟	阡	万	萬

〈その他〉 金、円、圓（円の異体字）、億

※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以上